



発行 税理士法人 中央総研
桑名市大福406-1
TEL 0594-23-2448
FAX 0594-23-3303
E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
URL: http://mie-cri.com



2026年度「税制改正大綱」

【はじめに】

台湾の政権が、11月26日に、2027年と2033年の2段階の目標に分けて防衛力を向上させる方針を発表しました。

8年間で、計1兆2,500億台湾ドル（約6兆2,000億円）の予算を組むと云う発表です。「台湾の盾」と呼ぶ高度な防空システムを整えるとのことです。軍事的威嚇（ぐんじてき・いかく）を強める中国への抑止力を強化するとされています。

【税制改正大綱】

自民党と日本維新の会は、12月19日（金）に、2026年度の与党税制改正大綱を決定しました。

税制改正の主な内容		
① 所得税の年収の壁	所得税の非課税枠を160万円から178万円に引き上げ	
② 住宅ローン	減税対象のローン限度額は中古で最大3,000万円 ⇒ 4,500万円	
③ 自動車購入時の税制	燃費に応じて課税する「環境性能割」を廃止	
④ 自家用EV	2028年5月から自動車重量税に上乗せで新たに課税	
⑤ NISA	「つみたて投資枠」を18歳未満に解禁	
⑥ 防衛増税	2027年1月から復興特別所得税1%分を防衛費向けに変更	
⑦ インボイス	消費税の免税事業者からの仕入れ控除を8割から7割に	
⑧ 高校生らの親の扶養控除	縮小せずに維持	
⑨ 投資促進税制	条件を満たせば投資額の7%を法人税額から引く控除	
⑩ 賃上げ税制	大企業は25年度末、中堅は26年度末で終了	

（1）家計支援へ減税が前面に

① 年収の壁

所得税の課税最低限「年収の壁」を160万円から178万円に引き上げられました。

所得税が課税され始める年収の壁は、納税者の大半が受けられる「基礎控除」と、会社員らを対象とする「給与所得控除」の下限を合算したものです。

② 年収の壁の手当内容

現行制度は、年収に応じて、基礎控除が5段階あります。

年収200万円以下の人人が最も大きく、給与所得控除と合わせて160万円の非課税枠を設けています。

これを178万円に引き上げるとしています。

最も大きい基礎控除額を適用する対象も年収665万円まで広げるとしています。

③ 年収の壁の財源

問題は、この年収の壁の財源であります。

これによって、6,500億円が財政に負担が掛かるのであります。

（2）住宅ローン減税

① 中古住宅への支援

住宅ローン減税は、購入者が増えている中古住宅への支援を拡充します。

減税対象となるローンの限度額を、最大3,000万円から、4,500万円引き上げるとしています。

② 適用期間は、10年から13年に延ばします。

③ 13年の期間は、新築と中古の差はないです。

《代表社員 笹谷俊道》

【年末年始のご案内】 12月27日（土）～1月4日（日）までを年末年始休暇とさせていただきます。よろしくお願い致します。

通勤手当の非課税限度額改正

通勤手当は、役員や使用人などの給与所得者が自宅から勤務先まで通勤する際にかかる費用を補助する目的で、会社から毎月支給される手当です。給与所得者に対して通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税となっています。

今回、所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

マイカーなどで通勤している人の非課税となる 1か月当たりの限度額の表

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額 <改正前>
2km未満	(全額課税)<同左>
2km以上10km未満	4,200円<同左>
10km以上15km未満	7,300円<7,100円>
15km以上25km未満	13,500円<12,900円>
25km以上35km未満	19,700円<18,700円>
35km以上45km未満	25,900円<24,400円>
45km以上55km未満	32,300円<28,000円>
55km以上	38,700円<31,600円>

一か月あたりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

このため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和7年分の年末調整で対応が必要となることがあります。

国税庁ホームページより

〈梅山〉

被扶養者認定の年間収入要件の変更

令和7年10月1日より、19歳以上23歳未満の社会保険上の被扶養者認定における年間収入要件が130万円未満から150万円未満に変更されました。

●被扶養者の範囲

国内に居住し、被保険者により主として生計を維持されている方。なおかつ、収入要件・同一世帯の条件のいずれにも該当する方。

<収入要件>

年間収入 130万円未満(60歳以上または障害者の場合は、年間収入 180万円未満)かつ、
同居の場合…収入が被保険者の収入の半分未満
別居の場合…収入が被保険者からの仕送り額未満

<同一世帯の条件>

被保険者と同居している必要がない方
・配偶者(事実婚関係を含む)
・子、孫および兄弟姉妹
・父母、祖父母などの直系尊属

被保険者と同居していることが必要な方

・上記以外の3親等以内の親族
・内縁関係の配偶者の父母および子

●今回の年間収入要件変更に該当する被扶養者

扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の方。

※ただし、被保険者の配偶者は含まれません。

●19歳以上23歳未満の被扶養者における年間収入要件

同居の場合…扶養認定を受ける方の年間収入が150万円未満であり、収入が被保険者の収入の半分未満である方。

別居の場合…扶養認定を受ける方の年間収入が150万円未満であり、収入が被保険者の仕送り額未満である方。

●注意点

令和7年10月1日以降に令和7年10月1日より前の期間に遡って認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者に対する年間収入要件は130万円未満で判定します。

厚生労働省ホームページより

〈雨森〉

【第24回中央総研セミナーのご案内】 ※日程が変更になりました。

開催日時：2026年4月16日㈭ (お申込み締切：2026年3月6日㈮)

開催会場：ホテル花水木1階コンベンションホール「花翠の間」